

【地域外からの労働者確保対策に要する間接費実績変更】に関するＱＡ

1.全体事項		
1-1	「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」の対象となる労働者とは？	設計変更の対象となる労働者は、直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者とする。ただし、社員等

【地域外からの労働者確保対策に要する間接費実績変更】に関するＱＡ

2. 借上費		
2-1	借上費には、アパート等の敷金、礼金も対象となるか。	対象となる。但し、敷金については退去時に返金された場合、最終的に支払った額を対象とする。
2-2	労働者宿	

【地域外からの労働者確保対策に要する間接費実績変更】に関するＱＡ

3-4	貸しビル、マンション、民家等で使用する電化製品のリース代又は買取り費用、生活必需品の費用、通信費は対象となるか。例えば、洗濯機、テレビ、炊飯器、オーブンレンジ、電気ポット、掃除機、シング、食器、照明器具、調理器具、
-----	---

【地域外からの労働者確保対策に要する間接費実績変更】に関するQ A

4.労働者送迎費		
4-1	労働者を宿泊地等から現場まで送迎するために車を購入した場合、労働者送迎費の対象となるか。また自動車税や保険料は対象となるか。	労働者の送迎に要した費用が対象であり、自動車購入費、自動車税や保険料は対象と

【地域外からの労働者確保対策に要する間接費実績変更】に関するQ A

5-3	帰省旅費については、請求できる頻度の規定はあるか。	頻度の規定をしていないため、受注者が帰省費用を支払っているのであれば対象となる。ただし、社会通念上の範囲を逸脱している等の疑義が生じるものについては受発注者協議により決定すること。
6.賃金以外の食事・通勤等に要する費用		
6-		